

一般国道の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

岡 山 市
国土交通省

一般国道の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、協議を進めているところです。

このため、岡山市と国土交通省双方において、

①一般国道の直轄区間の移管に伴い、現在事業中及び今後必要となる整備・維持管理等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること

②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を岡山市と協議すること

を前提に、一般国道の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について下記の通り確認いたします。

なお、今回の確認の内容が最終的な合意ではなく、固定化されるものではありません。

記

1. 道 路

(1) 移管する方向で今後更に調整をすすめていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
2	岡山市 北区京橋南町	岡山市 北区大供	1	国道2号岡山バイパスの 現道
合計			1	

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
30	岡山市 南区青江	岡山市 南区灘崎町西高崎	11	児島・玉野拡幅、国道180号岡山環状南道路の整備完了後に移管が可能
180	岡山市 北区伊福町	岡山市 北区門前	13	岡山西バイパス、総社一宮バイパス、岡山環状南道路の現道 上記路線の供用後に移管が可能
180	岡山市 南区古新田	岡山市 北区榑津	6	岡山西バイパス 整備完了後に移管が可能
180	岡山市 北区榑津	岡山市 北区高松田中	9	総社一宮バイパス 整備完了後に移管が可能
180	岡山市 南区藤田	岡山市 南区古新田	3	岡山環状南道路 整備完了後に移管が可能
合計			41	

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
該当なし

※ 上記以外の岡山市域内の直轄国道については、今後、道路ネットワークにおける役割など、路線の特性を踏まえ、移管の是非について引き続き検討します。

以上。